

No.14 多発しているその他の一般動力機械 - はさまれ巻き込まれの死亡災害事例（2020年）

2020年発生月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故 の型 コー ド	労働 者 規 模
12	12 ～ 14	機械メンテナンス作業を被災者を含めた2名で行っていたところ、木板を積み重ねる機械の自動送り装置のキャタピラーベルトの調整時に、被災者が自動送り装置のセンサーに触れたため、木板を送る装置が稼働し、胸を挟まれたもの。	10402	169	7	100 ～ 299
12	8 ～ 10	真空成型機（プラスチックシートを成型しプラスチック容器を製造する機械）を操作していた被災者が、頭部を負傷し同機械に寄りかかっているところを工場長に発見されたもの。救急搬送されるも、収容先病院で死亡が確認された。原因は、金型に付着した異物を除去しようと、頭と手を伸ばした際に頭を機械に挟まれたものと推測される。機械には機械の扉を開けると機械が停止するインターロックがついていたが、無効化されていた。	10805	169	7	1～ 9
12	14 ～ 16	被災者はアルミダイキャストマシン（アルミ鋳造部品の自動製造装置）の運転業務に従事していた。アルミダイキャストマシンに溶融したアルミ合金が注入する際、閉じる金型の中に頭部をはさまれ死亡したもの。	11301	169	7	100 ～ 299
11	8 ～ 10	被災者は、古紙の圧縮成形機のホッパー投入口に詰まった古紙を取り除くため、点検扉から機械（ホッパー）内に上半身を乗り入れ、詰まりを解消させていたところ、圧縮成形機内のダンパーが作動し、ホッパーとの間に挟まれた。	10602	169	7	100 ～ 299
		被災者は、古紙ベラー（段ボールの破碎廃材の圧縮機）の詰まり				

10	4 ～ 6	を解消するため、ベラー本体の電源を切らずに古紙投入コンベアのみを停止させ、コンベアの落とし込み口まで上がった。コンベア上部より専用治具で作業を行った際、バランスを崩してベラー内部に墜落し、起き上がったところ、光軸センサーの光線を遮ったことでプッシャーが作動して押しつぶされたもの。	10602	169	7	100 ～ 299
10	16 ～ 18	プラスチックケース（番重）洗浄ラインにおいて、積み重ねた番重をエアシリンダーにより次工程へ押し出す装置で不具合が発生し、ラインが停止した。そのため、被災者が装置の内部に入って不具合を解消する作業をしていたところ、エアシリンダーが作動し、押し出された番重と装置内壁にはさまれたもの。救急搬送され入院加療中であったが、後日死亡した。	10104	169	7	300 ～ 499
10	8 ～ 10	同僚労働者が始業するときに、サプライターンテーブル（鉄線巻きを回転しながら送り出す装置）の脇で、被災者が脳脱の状態で倒れているのを発見したもの。なお、被災者は所定の始業時刻前に早出し一人で作業を行っていた。	11209	169	7	100 ～ 299
10	10 ～ 12	市からの受託業務で、ごみ（資源プラスチック）の自動横型圧縮梱包機（圧縮区画（圧縮ストローク約170cm、圧縮面約60×600cm）にコンベヤーから落ちたごみが、光センサー設置高さまで積み重なって光を一定時間遮断すると、端部の圧縮機構が自動で前進後退する）の運転係である被災者が、側面点検口から上半身を入れセンサーを点検中、圧縮機構が作動し頭部と太腿の離断（ごみ投入口と点検口の縁でせん断）により死亡。	150103	169	7	30 ～ 49
8	12 ～ 14	飼料稲の収穫を行う田んぼにおいて、被災者と同僚が飼料用稲の収穫及びラッピング作業を行っていた。被災者は専用の農業機械で稲の刈取及び1次ラッピングを、同僚が別の農業機械で2次ラッピングを行っていた。作業終了時刻になったため、同僚が作業を終了し、被災者が扱っていた農業機械を確認したところ、当該機械のチャンバー部に挟まれている被災者を発見した。	80409	169	7	1～ 9

6	12 ～ 14	被災者が、洗濯したタオルを乾燥後にほぐす機械（Φ1.58m長さ2mのコップ状の回転体。以下「シェーカー」という。）にてトラブル（目詰まり）が発生した為、トラブル解消作業を行った。被災者が戻ってこない為、同僚がシェーカーを見に行ったところ、シェーカー内で倒れている被災者が発見されたもの。	11703	169	7	30 ～ 49
6	12 ～ 14	被災者は、反物状に丸められたタイヤ部品の一部である「カーカス」を軸にセットし、機械により送り出す作業（カーカスを送り出し後に残る布を巻き戻すため回転体を反転させる作業を含む。）を行っていた際、布に体を巻き込まれ死亡したもの。	10806	169	7	300 ～ 499
6	8 ～ 10	生コン製造事業場のミキサー車の洗浄後の水処理設備において、ポンプセンサーの配線補修を電気工事業者1名が行っている際に、補修箇所隣接する停止状態のトロンメル（直径約0.9mの円筒状）の上に位置する配管上にて被災者が補修作業を見ていたところ、タイマー機能（2時間毎間欠運転）でトロンメルの回転胴が回転始め、驚いた被災者は墜落して、回転胴とトロンメル側壁内側に挟まれ死亡した。	10901	169	7	1～ 9
4	14 ～ 16	被災者は、工場において、押出機に投入される粘土状の材料を間引いていたところ、押出機内部のスクリュウに上半身を巻き込まれ即死したもの。	10805	169	7	1～ 9
3	8 ～ 10	被災者は、トロンメル（土砂が混ざった産業廃棄物を、土砂と土砂以外にふるい分ける機械）を運転させながらチェーン部分に給油していたところ、投入口の受け部分と、回転していた円筒部分の間に巻き込まれ、死亡した。	30209	169	7	1～ 9

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SIB\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)